

---

## 第2節 ふるさとの森の保全

(定義)

**第21条** この節において「ふるさとの森」とは、市民に愛され、親しまれている景観が優れた緑地で市長が指定したものという。

(ふるさとの森の指定)

**第22条** 市長は、良好な自然環境を保全するため必要があると認めるときは、ふるさとの森を指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、日高市環境審議会の意見を聴かなければならぬ。

3 市長は、ふるさとの森の指定に当たっては、あらかじめ、当該土地の所有者等の同意を得なければならない。

4 市長は、ふるさとの森を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(ふるさとの森の保全)

**第23条** 市長は、ふるさとの森を指定したときは、当該ふるさとの森の保全について、必要な施策を推進するものとする。

(表示板の設置)

**第24条** 市長は、ふるさとの森を指定したときは、表示板を設置するものとする。

(所有者等の保全義務)

**第25条** ふるさとの森の所有者等は、当該ふるさとの森の保全に協力しなければならない。

(助成)

**第26条** 市長は、ふるさとの森の保全のために必要と認めたときは、助成をすることができる。

(行為等の協議)

**第27条** ふるさとの森の所有者等は、指定された土地を譲渡しようとするとき、又は樹木の伐採若しくは土地の形質変更をしようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。ただし、規則で定める通常の管理行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(指定の解除)

**第28条** 市長は、特別な理由があるときは、ふるさとの森の指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除については、第22条第2項及び第4項の規定を準用する。

(指導及び助言)

**第29条** 市長は、ふるさとの森の保全に関し必要があると認めるときは、当該ふるさとの森の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

---